### 清代中期、 民間に於ける火薬・火器の私造、私販について

谷 口 規矩雄

#### 始めに

を具体的に明らかにし、その政治的、社会的意味を考察したいと思う。 な政治、社会的状況に於いては、乾隆朝の「十全武功」に代表されるように火薬・火器が相当大量に組織的に使用さ に於いて、清代雍正朝以降、アヘン戦争に至る間は、軍事に於いては大勢として軍縮に向かっていた。しかし具体的 て私造されたり、私蔵されている事実の存在することを指摘しておいた。本稿に於いてはそうした私蔵・私造の事実 れていたことを述べた。ただその中で国家により厳重に管理されるべき火薬・火器が、ある状況の下では民間人によっ 筆者は前稿「清代中期に於ける火薬・火器の使用状況について」(『研究論集』河合文化教育研究所、二〇一九年)

清代中期、民間に於ける火薬・火器の私造、私販について

### I清朝初期に於ける火薬・火器の禁止令について

という問題に直面するのも当然のことであった。清朝が中国支配に乗り出した当初にあっては、所謂南明政権がなお うした点から言えば、清朝は中国支配を拡大して行く過程に於いて、最新兵器である火器を如何に確保し管理するか 命令を発せざるを得なかった。『清朝実録』(以下『実録』と略記する)巻四十、順治五年八月丁未の条に のことである。こうした状況の下で早くも順治五年、清朝は民間人が銃砲を使用し、或いは収蔵することを厳禁する かなりの勢力を維持し、反清復明を唱える地方の所謂土賊が火器等を保有して反清活動を各地で展開したことは周 新兵器を確保、使用して支配領域を拡大し、或いはその体制の安定化を図ることは当然の事であったに違いない。こ 鳥銃・大砲等の火器は明末清初の時期に大きく進歩し、製造量も急速に増大したとされている。国家がこうした最

馬匹与軍士騎操。甲冑・鎗刀・弓矢・器械。可用者収貯。不可用者。尽行銷毀。 若間散官、富民之家。概不許畜養馬匹。亦不許収蔵銃砲・甲冑・鎗刀・弓矢・器械。各該地方官察出。 諭兵部。今各処土賊。偸製器械。私買馬匹。毒害良民。作為叛乱。・・・今特為禁約。除任事文武官員。 及戦士外。 估值給価。

甲冑・槍刀・弓矢やその他の兵器は、使用可能な物は官に収蔵し、使用不能な物は全て破壊せよと命じたのである。 当該の地方官がそれらを調べ出した場合には、(銃砲·馬匹は)その価値を給与し、馬匹は兵士に供与して騎乗させる。 更に後文では、(保甲の)十家長が兵器を収蔵していないという保証書(甘結)を当該地方官に提出させる事とした。 の者が馬匹を飼養することは概なべて許さず、亦銃砲・甲冑・槍刀・弓矢やその他の兵器を収蔵することも許さない。 と述べられており、各地で土賊が反乱を起こしているので特に禁止命令を出すとして、任事の文武官員や兵員以外

この禁令に従わないで兵器を隠匿した者は反逆者と見なし、捜し出されたり、密告された場合は、本人は斬刑に処し、

家産や妻子は官に没収し、近隣十家の長は杖、又は流刑に処すという厳しい政令が出されたのである。

国初の政情不安の時期に、一般人が兵器等を私蔵することが厳禁されたのは当然のことであったであろうが、

以後

この禁令は清朝歴代の基本政策の一つとなっていった。

束に向かいつつあった康熙十九年、清朝は各地に残存している火砲(紅衣砲)の実情を調査させると同時に、 私鋳を厳禁する令を出している(『実録』巻九十、康熙十九年五月辛未)。更にその後、康熙四十七年(一月庚午)には 南明の反清活動は鎮定されたが、間も無く三藩の乱が発生し、再度中国は戦乱の巷となった。この乱が収 鳥鎗等火器。祇当用於蒐猟行陣之間。此外一応旗下民間。不得擅用。著厳行禁止 火砲

鳥銃等の火器は、ただ狩猟や戦闘に使用すべきであって、この外では全ての旗人、民間人は勝手に使用してはなら

ない。禁止を厳命する、と政令を下した。この令を受ける形でこの年五月、太原総兵官馬見伯は以下のように上奏した、 限期繳官入庫。永行禁止。如有必要鳥鎗之処。先令呈明地方官。止許長一尺五寸。刊刻地方·姓名。違者照律治罪。 太原総兵官馬見伯疏言。 火器·鳥鎗。久奉明禁。近来商民尚有私用、 私造者。 請勅該地方官。 将民間見存鳥鎗。

至硝磺乃火器中所用。請厳禁私売以杜奸宄。・・従之。

である物は所有を許可する。これに違反した者は律に照らして処罰する。硝石・硫黄については火器として使用する に。若し鳥銃を必要とする処があれば、前もって地方官に申し出て、長さ一尺五寸の物で、居住地・姓名を彫りこん うらくは当該の地方官に勅命を下し、民間に現存する鳥銃を期限を切って官庫に納めさせ、永久に禁止されますよう 火器・鳥銃は永く禁止の命令を受けている。しかし近頃商人や、民間人でなお私用したり、 私造する者がいる。

清代中期、

物であるから、その私売を厳禁して悪事を塞ぐようにしていただきたい。

間に於ける火器・鳥銃の禁止令がかなり一般化されたと考えられるし、また火薬の原料である硝石・硫黄の私売の禁 あった。馬見伯はこうした場合の認可条件をより具体的に提案したということが出来るであろう。いずれにしても民 る所というのは上記の一月に出された禁令にいう狩猟に関係することで、狩猟での鳥銃の使用は認められていたので 止もこれ以後法令化されたのであった。 地方官に命じてそれらを官に収蔵させ、その使用を永久に禁止することを要請している。一方鳥銃を必要としてい 馬見伯は火器・鳥銃の禁止令が下されているにも拘らず、なおそれらを私用、私造する者のいることを指摘して、

視されたり厳格に施行されなかった場合も存在したようで、雍正・乾隆朝も引き続きこの禁止令のより厳しい励行を 続く雍正・乾隆時代にも時に応じてこの禁令は地方官により何度も再確認されている。しかし一方、この禁令が無

## Ⅱ雍正・乾隆朝に於ける火薬・火器禁止令実施の実情

求めた。

は禁止できなかったようである。『実録』巻五二、雍正五年一月甲辰の条に次のような事件が述べられている。 火薬・火器の取締りを厳格化していた筈であった。しかしそれらの少数民族地帯に於ける硝磺の不法な販売は完全に 雍正朝はその初期に於いて雲南・貴州地方の苗族等少数民族の反乱に苦しめられた。そうしたこともあって王朝は

署理湖広総督福敏等奏言。湖広苗猺地方。不産硝磺。而各案毎以鎗砲傷人。明係奸民販売。転入峝寨。臣等正行厳禁。

乃査旧案。参革藩司張聖弼任内。濫給硝磺牌照甚多。以致漢口経紀。公然販売。至今尚有存貯。 前撫臣鄭任鑰。

在藩司任内。 亦有伊戚林西周販売。 雖経詳明督撫。 而違禁射利。殊玷官箴。理合奏聞

このことは既に督撫に詳文にて報告 は硝磺販売の許可証を濫りに商人達に給与した。それで漢口の仲買人達が公然と(硝磺を) 私共は禁令を励行させているが、以前の事件を調査するのに、 砲を使って人に傷を負わせている。これは明らかに奸民が(硝磺を) 販売して山間の寨に持ち込んでいるからである。 汚すことなので奏聞致さねばならない。 お貯蔵されているのである。また前の巡撫鄭任鑰は、布政使に在任中、彼の親戚林西周に 湖広総督福敏等の上奏によれば、 湖広の苗族・猺族等の居住地域では硝磺は産出しない。 (詳明) したが、禁令に違反して利益を求める行為で、殊に官僚としての心得を 弾劾されて免職になった布政使張聖弼の在任中に、彼 (硝磺を) 販売し、 しかし各事件では常に銃 販売させていた。 今になってもな

条例を発している(1)。 部では少数民族の反乱が頻発したので、 僚の違法行為が原因となってこの地域へ持ち込まれているというのである。この時期、 これは特に湖南の苗族・猺族の居住地域という限定された土地に於ける事例であるが、禁制品である硝黄が地方官 しかしこうした特別な山岳地帯で硝石を産出する地域では、硝石の販売を生業とする人達が 福敏はこの直後にも苗族に対する火器の私造や火薬の販売の禁止を強化する 雲南・ 貴州を中心に中 玉 南

他の事例として『実録』巻七八、雍正七年二月辛卯の記事を上げよう。

いたようで、その禁止を徹底させることは非常に困難であったようである(②)。

人在打箭爐。 火器関係軍政。甚為緊要。 見西蔵番民来爐貿易。 所帯鳥鎗。 鳥鎗・硝磺。 倶係内地製造款式。又有人在天全土司。 不許民間蔵匿。 例禁甚厳。 乃外省奉行不力。視為具文。前有 查出鳥鎗九十余桿。似

此則不法之民。 私造鳥鎗。 違禁販売者不少矣。 川省如此。他省可知。著該督撫留心訪察。 厳加申禁。

に来て交易するのを見たが、彼等が携帯している鳥銃は皆中国内地の方式で製造された物であった。又天全土司 て取締りを行い、更に禁令を厳しくさせるべきである。 して販売することは少なくないだろう。四川省がこの様だから他省も同様だろう。当該の総督・巡撫に命じて注意し 川省)にいた人物が鳥銃九十余丁を調べ出したという。こうした有様だから、不法の民が鳥銃を私造して禁令に違反 しかし地方各省は禁令の励行に努めず、空文と見なしている。 火器は軍事に関わる事柄で、非常に重要である。 鳥銃・硝磺は民間の収蔵、隠匿は許されず、 打箭爐 (四川省)にいた人物が、 禁令は非常に厳しい チベット人が打箭爐 回

ある官僚の中に、 朝は早くから鳥銃等の火器が民間で私造されたり販売されるのを厳禁してきた。しかしその禁令を励行すべき立場に 接手を貸したということではないが民間人が違法に鳥銃を私造したり販売するのを見逃していたというのである。清 とになるであろう。 携帯している鳥銃は皆中国国内の製造方式で作成された物だという。又天全土司、 いるようである。 で九十余丁の鳥銃が調べ出されたという。これは清朝の禁令に違反して中国の商人が彼等に鳥銃を販売したというこ これは皇帝の兵部に対する指令であるが、打箭爐において、 それに反する行動を取る者がいたということは、火薬・火器の徹底した取締りの困難さを物語って 前の例では地方官が禁止令を無視して硝磺の販売に手を貸したのであった。この例では官吏が チベット人が中国人と交易する際に、 即ちチベット族か苗族の居 彼等が護身用に 住地

以上は言わば特殊な少数民族地帯、或いは辺境の例であるが、国内に於いても硝黄が販売されていた例がある。 写実

録

巻一三六、雍正十一年十月壬子の条に、

又諭。硝磺為軍器・火薬之用。例禁甚厳。聞河南地方。有出産焔硝之処。小販経紀。往往以雑物零星易換。赴 現拠湖北各属。 盤獲甚多。 朕思河南之硝。 既私行於楚北。則其私行於付近各省。更不待言。

実力査禁

販売の禁止が命じられたのであった。 力を尽くして捜査、 付近の各省に密売されていることは改めて言うまでも無いことであろう。当該の総督等をして所属の各官に厳命して、 れば、(硝石の)差押さえが非常に多量だという。朕が思うに、河南の硝石が湖北地方に秘かに販売されているとすれば、 小商人や仲買人が様々な物品と小量づつ交換して近隣の省に赴き販売しているという。現に湖北の各地域の報告によ 硝磺は軍器・火薬に使用される物であり、禁令は非常に厳しい。聞く所では、河南地方に硝石を産出する地域があり、 禁止させるように。河南省は早くから硝石の産地として有名であったようであるが、改めてその

特定の地域、 ざるをえないことがあった。福建の陸路提督蘇明良が福建地方は他の地方と事情が異なっており、 乾隆朝に至ってもその禁令が踏襲されたことは当然であった。しかし既述のようにある特定の職業即ち狩猟者や、 即ち険しい山岳地帯で猛獣の生息しているような地域では、その防禦の為に鳥銃の製造や保持を許可せ 一部地域に於ける

鳥銃の使用が許可されるよう奏請していた。そこで皇帝は

最多。 著交総督郝玉麟。 応准製造鳥銃。其余禁止。得旨。 再行査明議奏。 尋拠奏覆。 如所請行。 延·建·邵 及福寧・福州・興化七府属。 民情稍淳。 且崇山峻嶺。

猛獣

興化の各府は民情が比較的純良で、 総督郝玉麟に命じて改めて実情を調査させ意見を求めた。彼の言う所では、 かつ険しい山岳地帯であり、 猛獣が最も多く生息している地域なので、 延・建・邵の各州府、及び福寧・福州 鳥銃の製

清代中期、

民間に於ける火薬・火器の私造、

私販について

造を許可し、その余の地域は禁止すべきであると。

に於いてもあり得ることであった。時代は少し下るが乾隆二十五年の事として『実録』⑷に次のような記事がある。 所、姓名を彫りこむ事などが義務付けられたと思われる。ただ鳥銃の私造が許可されたのは福建省に止まらず他の地方 たように、 皇帝は郝玉麟の意見に従って福建の特定地域に於ける鳥銃の私造を認めたのであったが、当然のこととして既に述べ 両広総督李侍堯奏称。遵旨覆議按察使来朝条奏一摺。一、民間製造鳥鎗。呈官編号。立法已属周密。若令一概繳銷。 その地方では鳥銃を製造する場合は官に届け出ること。そして銃身の長さなどは制限され、 銃に所有者の住

民間必致私造私蔵。動干禁令。徒滋煩擾。応毋庸議。

号を付けて管理する(恐らく同時に所有者の住所、姓名を彫りこませたと思われる)。こうした方法が既に行き渡っ 徒に地方政治の煩わしさを増加させるだけであるので、その意見を取上げる必要はない。 ている。若し一概に官に納めさせ廃棄すれば、民間では必ず私造、私蔵し、ややもすれば禁令を犯させることになり、 これは広東按察使来朝が、この地方に於いて民間に於ける鳥銃の製造を全面的に禁止することを要請したことに対 総督李侍堯が上奏した意見である。民間に於ける鳥銃の製造については、官に申し出て許可を得、その銃には番

蔵を認可されている地方が存在した。ただこうした地方における特殊事情に基づく鳥銃の私造、 中には例外を設けず全面的に禁止令を施行すべきことを主張する者も多かったようである。乾隆三十九年のこととし を認めていない地方への鳥銃の流出を招き兼ねなかったことは否めないことであった。こうした事情の下で、 の外北方の辺境地帯や、 この李侍堯の意見によれば、広東地方でも一部地域では民間に於ける鳥銃の製造が認可されていたと思われる。こ 国内でも特別な山岳地帯等では猛獣の防護や盗賊の防圧のために、 民間での鳥銃の私造、 私蔵の認可は、それ 私

## て『実録』巻九七一、乾隆三十九年十一月戊寅の条に、

亦概不許製造。・ 兵部議覆。大学士舒赫徳奏。商民防禦盗賊・猛獸。応用鳥鎗。呈明地方官製造之例。請永行停止。其竹銃・鉄銃等類。 ・・応如所請。 令各督撫転飭地方官。遍行示諭。厳定限期。将民間私蔵鳥鎗等項。 令其赴本州

県呈總査山

全面的に製造を許可すべきではない。兵部はこの議を受けて、この要請の通りに実施すべきである。各総督・巡撫を 地方官に申し出て製造するという例がある。しかしこれも永遠に停止するよう要請する。その竹銃・鉄銃の類もまた て差し出させ、州県が検査して収納すべきである。 して所属の地方官に命令を発して全地域に指示し、 という記事があり、 大学士舒赫徳が上奏して、商人や民間人が盗賊や猛獣を防禦するのに鳥銃が必要というので、 期限を厳定して民間に私蔵されている鳥銃等を当該の州県に赴い

特例を永遠に停止すべきこと。また特別に許可されていた竹銃や鉄銃の製造も全面的に禁止することを求めたので うな罰則を加えることとした。上記『実録』の文に続けて 督撫署へ送付し、督撫はその数量を詳細に兵部へ報告することとした。そしてこの禁令に違反した場合には以下のよ あった(『)。兵部はこの舒赫徳の提議を受けて、各地方に於いて民間に私蔵されている鳥銃等を期間を限定して、各 人がその州県へ提出することを義務付けることとした。そして各州県が鳥銃等を収納し終わった後、それらを纏めて これによれば、大学士舒赫徳が、上述のように一部の特別な状況にある商人や民間人に許可されている鳥銃製造の

実力稽査之地方専管文武各官。罰俸一年。従之。 民人逾限不繳。杖一百。徒三年。私行製造。杖一百: 流二千里。每一件加一等。罪止杖一百.流三千里。其不

清代中期、

民間に於ける火薬・火器の私造、

私販について

に於いて鳥銃の私蔵を禁止したこと、また福隆安の上奏によって蒙古地方に於いても鳥銃を禁止したことを述べた後、 取消されることになった。『実録』巻九八七、乾隆四十年七月甲子の条に、皇帝は大学士舒赫徳の奏請によって内地 と述べられており、具体的な罰則が定められ、皇帝も此を裁可したのであった(⑥)。以上のように兵部の決定に基 頓失自衛之資。 今思。内地鳥鎗。 民間に於ける鳥銃の私蔵は基本的に禁止されることになった筈であった。所がこの決定は皇帝自身によって 転多未便。 亦不必查弁。 且地方官奉行。 即如深山防虎。村荘防盗。民間製鎗備用。亦不可無。若一旦概行収禁。 原亦不過有名無実。恐弁理不善。・・・所有内地査禁鳥鎗之事。 則闔閭 並著

上げる必要はない。 る。その上地方官の取締りもいい加減なものになっている。…内地に於いて全面的に鳥銃を取調べ禁止することは取 ないことである。若し一旦全面的に禁止してしまえば、民間では自衛の手段を失ってしまい、不都合が多いことにな 皇帝は深山で虎を防禦したり、 兵部は直ちにその旨を実施せよ、ということになった。 村落地域で盗賊を防衛するのに、民間で鳥銃を製造して使用に備えることは欠かせ

無庸弁理。該部即遵諭行。

となった。しかしその後乾隆四十六年になって、また次のような令が下されることになった(『実録』巻一一四四、乾 隆四十六年十一月己酉)。皇帝は上述のように特別な事情を持つ民間人や地域に於いては鳥銃の私蔵を認めてきたが、 銃の私蔵を認可することとしたのであった。これによって火薬・火器に対する禁令は再度部分的な例外を認めること たが、一年ほどの後、 皇帝は兵部の議によって内地はもとより蒙古地方にまで、全面的に鳥銃の私造、私蔵を禁止する令を出したのであっ 近閲各省招冊。及題奏案件。常有火器傷人。鳥鎗拒捕之案。皆因各省督撫。平日不能飭属実力査弁。即編号稽査。 再度狩猟を生業とするものや、特別な山岳地帯で猛獣等を防禦しなければならない人達には鳥

.示曉諭。亦不過奉行故事。致任民間私行製造。而不逞之徒。得以藉端滋事。

いからである。たとい私蔵の鳥銃に(所有者名や)番号を付けて取調べ、指示を出して違法な私蔵を許さないことを んだりする事件が常に見られる。これは皆各省の督撫が日頃配下の地方官をよく戒めて力を尽して処置しようとしな 各省の犯罪調書や上奏の案件を閲覧すると、火器を使用して人に傷害を与えたり、鳥銃を使用して逮捕を拒 地方官はただ従来通りの方法を行うだけで、民間で勝手に鳥銃を製造するままにしている。だから不逞の

皇帝はこのように述べて改めて民間に於ける鳥銃の私造、私蔵の禁止令を厳格に実行するように要請した。

徒が僅かな事を理由に事件を起こすことになるのである。

至鳥鎗乃軍行利器。若聴其公然鋳造。

督飭各属。実力厳査。毋許工匠私行鋳造售売。並令道府州県。· · 留心稽察。· · 如有民間私蔵者。 即可随時繳銷。

私用無忌。殊非戢暴安良之道。著伝諭将軍、各省督撫、

府尹。

· · 著将此各伝諭知之。并将如何設法查弁之処。於毎歳年終彙奏一次

時提出させて廃棄せよ。この事を各地方官へ申し伝えて知らしめ、合わせて如何なる方法によって検査、 を毎年終に一度、 鳥銃を鋳造し販売することを許さない。また道府州県官は注意して検査し、若し民間に私蔵する者があれば直ちに随 いては触れられていないが、その使用は厳格に規制されることになったと思われる。 させる道ではない。従って将軍や各省の督撫、府知事に指示し、各所属下の者に命令して厳査せしめ工匠達が勝手に 鳥銃は軍事の利器である。若し民間で公然鋳造し、憚る所なく私用するのを許すのは、 纏めて報告せよ、ということになった。ここでは猟師や、特別な地域に於ける鳥銃の使用許可につ 殊に暴力を抑え良民を安堵 処置したか

この指令がそれでは各地方に於いて如何に実行されて行ったのであろうか。その実例については乾隆四十六年十一

清代中期、

民間に於ける火薬・火器の私造、私販について

検討したい。民間に私蔵されている鳥銃を如何なる方法によって官に提出させるかは最も基本的な問題であろう。こ れについて両江総督薩載は以下のように提案している。『奏摺』乾隆四十六年十一月二十八日の条に、 月以降、『乾隆朝宮中檔奏摺』(以下『奏摺』と略記する)に多数採録されている。今その幾篇かにより具体的状況を

居民悉交各該地保。 処工匠出具。 臣再四思惟。 不敢私行打造鳥鎗甘結。 凡城郷・市鎮・村庄。倶有地保。同里而居。工匠・民戸。地保無不認識。 随時呈繳。 各州県将民間繳到鳥鎗。 彙交地保。 呈送各州県備案。 按月造冊。 詳送督撫。 其民間旧有鳥鎗。 查験銷毀。 飭令各州県。 欲杜鋳造之端。 定限三月之内。 諄切暁諭 先令各 呈繳

州県は民間が納入した鳥銃を月毎に冊子を作って記録し、その結果を詳しく督撫に報告して検査廃棄させ、三個月以 間の旧 させて勝手に鳥銃を製造させないようにし、その誓約書を地保に提出し、地保がそれを各州県へ提出し保管する。 戸については地保が知らない者はいません。 私はあれこれ思案しましたが、 有の鳥銃は各州県に命じて居民を説得し、それぞれが当該の地保に差し出し、地保が随時州県へ納入する。 全ての都市、 (鳥銃の) 鋳造を防止させようとするなら、先ず各地の工匠に願 市鎮・農村には地保が置かれ同里内に居住しています。 工匠や一 いを出 般民 民

銃の私的な製造を禁止させることとしている。そしてこの後文には この薩載の提案では、 各地域に恐らくは都図毎に任命されていた地保 (7) を基本にして地域の工匠を管理させ、 鳥

内に提出を完了させる

と述べられ、 倘逾限之後。民間仍有蔵匿。工匠復敢私行打造。別経察出。即将地保同本人。分別照例治罪 期限を過ぎて鳥銃の私蔵や私造が調べ出された場合には、本人と共に地保も処罰するとされていて、

地保にかなり重要な責任を負わせることとしている。恐らくこれが基本的な取締り方法と考えられ、皇帝も裁可した

のであった。ただ地方によっては保甲を基礎にして取締ることにした場合もあったようである^^。

これとほぼ同時に鳥銃の私蔵等を見逃した地方官に対する罰則も強化された。前の乾隆四十年の規定では罰俸一年

と定められただけであったが、四十七年一月の規定では

令各督撫於年終彙奏時。将失察次数查参。従之<sup>(9)</sup>。 嗣後州県官失察一次。降一級留任。二次降一級調用。該管道府。失察所属。一次罰俸一年。二次降一級留任。

ということになり、罰俸だけでなく、官吏の品級に関わる罰則が付加されたのであった。以上に述べたような罰則 私蔵の禁止令が実施されて行った。

を基本にして鳥銃の私造、

た。巡撫雅徳は上述の禁止令を忠実に励行する旨を述べた後、ただ山西省は嶮しい山岳地帯が多く虎狼出没の土地で しかしこの禁令に対して早速各地の督撫から例外規定を求める要請が寄せられた。その代表例は先ず山西省であっ

ととする、ということで、山西省では猟戸等の鳥銃の私蔵を認めたのであった(ロ)。また北辺の地方に於いては陝甘 狩猟を生業とする猟戸が多い。当該の各官に命じ実情を精査させて猟戸の番号を冊子に登録させ、季毎に検査するこ

李侍堯奏。 致恃強逞兇。 番回向以打牲為業。鳥鎗在所必需。 請嗣後将付近番回地方。旧蓄鳥鎗。報官編号者。概免収銷。其余各府州属。 既難収銷。 番回既不能禁絶。 若将付近居民火器収禁。 仍行禁止。 則番回必 総督李侍堯が次のような要請を行っている。

族が禁止されないのに、その付近の居民の火器を提出させ使用禁止にすれば、番民、回族は必ず勢いに任せて悪事を 番民や回族は以前から狩猟を生業としており、鳥鎗は必需の物なので提出させて廃棄することは難しい。 番民、 口

民間に於ける火薬・火器の私造、私販について

清代中期、

働くであろう。以後は番民回族の居住地付近の居民の旧有の鳥銃は、官に届け出て番号を登録したものは、全て提出 して廃棄することを免除する。その他の各府州所属の地方は従前通り禁止する。

の居住地域(12)、 て鳥銃の私蔵を認可する地域が出てきた。 ども私蔵は認められたのであった。以後この山西及び陝甘の辺境地帯の例外規定を基に、各地方に於いても特例とし 火薬・火器の民間に於ける私蔵・私造に対する統制について清朝は非常に苦心したと考えられるが、その禁止令を徹 この李侍堯の要請は裁可されて陝西・甘粛地方の辺境地帯では、 山東省登州府の一部地域 (3) 等相当多数にのぼった。ここには全て挙げきれないので省略するが、 例えば湖南省の苗族・猺族居住地域(11)や、広東、 鳥銃の所蔵者は官に届け出なければならないけれ 広西省の猺族、 **鐘族** 

乾隆九年八月辛酉)。 であった。 も触れたように雍正時代に既に全国的に禁止令が施行されており、 次いで火薬の原料となる硝石・硫黄 硝磺の私販を防ぐ方法として乾隆早期に河南巡撫碩色が次のような上奏を行っている(『実録』巻二二三、 (硝磺) の私販の禁止令について述べる。これについては本節の始めに於いて 乾隆時代に於いてもこれが引き継がれたのは当然

底させることは甚だ困難であった。

聴照時価収買。 河南巡撫碩色奏称。硝磺厳禁私販。請地方凡殷実之家。願開官硝店者。如官塩店例。報官准開。 并設印簿。 逐日登填。 月底送州県査核。 庶免偸漏 貧民零売硝觔。

13 して開設を許可し、貧民で硝斤を小量販売する者は時価に照らして買取ることを認める。 硝磺の私販を厳禁するには、 (買取額を)記入して月末に州県へ(帳簿を)送って取調べさせれば偸漏(私的販売)を防ぐことになりましょう。 地方の殷実の家で官硝店を開きたいと思っている者は、官塩店の例と同様に官に報告 合わせて帳簿を設置し日毎

店に買取らせて私的な売買を禁止させようと目論んでいるわけである。後文では 要するに碩色は地方に官が指定した硝磺の販売店、官硝店を設置して、地方の民間人が入手した硝磺を全部この官硝

歳底将各店戸収発価値。及硝觔数目。逐一開明出具。並無偸漏

の無いようにさせるとしている。この案が裁可されて、以後この方法が各地方に実施されたと思われる。 の私販を禁止させることはなかなか困難であったようで、その実例については次節で取上げたい。 とも述べ、年末に各店が帳簿に記載された硝磺の購入価格や発売価格、及びその数量を州県衙門へ届け出させ偸漏 しかし硝磺

更に乾隆二十八年になって湖南巡撫陳宏謀が従来の方法を更に強化する策を上奏した。『実録』巻六七九、 乾隆

#### 二十八年一月丁丑の条に、

と述べられている。

湖南巡撫陳宏謀奏称。湖南湘郷·安化二県。所産硫磺。官為収買。除営中歳需火薬外。積存八万四千余觔。応如所請。 令隣省赴買流通。至硝觔。并請於出硝時。即動官項買貯官局。定価咨隣省買運。民間自無私硝。 従之。

陳宏謀は湖南省の湘郷・安化二県から産出される硫磺は全量官が買取り、

緑営が年間に必要と

要の状況を報告するよう命令が発せられた。『奏摺』にはその上奏が多数載録されており、 せないようにしようということである。この案は裁可されたのであったが、同時に地方各省に対してその省の硝磺需 硝石は全量官が官費を支出して買取り、 については、それを搬出する時、官費を支出して全量を買取り官局に貯蔵し、価格を定めて近隣の省に連絡して購入 してもらうことにすれば、 する火薬を除いては八万四千余斤を蓄積している。そこで近隣の省から買い付けに来るようにしてもらいたい。硝石 民間の私硝は自ずと無くなりましょう。 それを必要としている近隣の省へ官を通じて販売し、 陳宏謀のこの案は要するに地方で産出する硫磺 記述も具体的なのでその 民間の私的な売買をさ

清代中期、

民間に於ける火薬・火器の私造、

私販について

部を取上げたい。乾隆二十八年五月十五日付け、 広西巡撫馮鈐の上奏によれば、平楽府の平楽県、 南寧府 の新寧州

潯州府の武宣県、 慶遠府の宜山県に於いては 以

詳報布政使。 杜透漏私硝等弊。其各局収買之硝。令本省各標協営及各属銀匠・花炮舗戸。先将一年所需硝觔。 各設硝局。 詳動司庫銀両。 行知付近硝局。 分発各局。 該地方官。仍給以印文。令其赴局照数買運。所売硝価。 令付近各処硝戸。採煎硝觔。核定価値。官為収買。 逓年扣還帰項 并設法巡査防範。 呈明地方官。

書記載の数量に照らして硝石を買取らせる。 硝局へ通知し、 に予め一年間に必要とする硝石の量を地方官 歴予防し私硝の漏れ出すのを防ぐようにする。 付近各処の硝戸に命じて硝斤を採取させ、価格を確定して官 ここに記された広西省の方法はかなり具体的で、 広西省では硝石を産出する地方に於いて官が硝局を設置し、 当該の地方官が各営や銀匠・商人に官印を押した証書を発給し、各々がその証書を硝局へ持参して証 売却した硝石の価格は毎年布政使の当該の項目へ帰還させる。 (府県)へ届出させ、 各硝局が買取った硝石は本省の標営・協営及び地方の銀匠や花火商 官が各地に硝局を設置し、 (硝局)が全量を買取る。 布政使庫の銀両を支出して各硝局に分配する。そして 布政使へ詳報させる。そしてその必要量を付近の その硝局に布政使庫から必要な銀を支 同時に方法を定めて各地を巡

量を官へ届出させて、その使用量を記入した証明書を発給し、 石の売却量については、 出して硝戸が採取した硝石の全量を買上げる。ここに云う硝戸も恐らく予め官が認定したものと考えられ、一般民戸 して把握しやすかったとおもわれる。しかし銀匠や花火商人の硝石使用量は様々であったろうから予め一年間 が任意に硝石採取を行うことは出来なかったのであろう。 地方緑営の標営や協営が使用する火薬の量はほぼ決定されていたから、 硝局を中心に硝石の買上げ、 その量に基づいて硝石を売却するという。 売却が行われた訳である。 硝石の使用量も省と この広西省 の使用

の方法が私硝の販売を防止する代表的な例と考えられる。

という。これを防止する為に銅核の産出が旺盛な廃窑を特定して、特定した窑戸に採掘、 た磺石の価格を決定して全量を買取ることとした。 取することが出来るという。そこで当地の居民の中には銅核を盗掘して磺石を焼錬し、それを私売するものが有った れは河南巡撫葉存仁の上奏によるもの(『奏摺』乾隆二十八年九月二十五日)であるが、 域で炭坑の廃坑、即ち廃窑が多数存在し、その廃窑からは銅核が産出する。その銅核を焼錬すれば磺石 硫磺の私販防止についても同様な方法が採られたと思われる。一例として河南省懐慶府河内県の方法を上げる。こ 焼錬を行わせ、 河内県は太行山 (硫磺)を採 官が採取し 脈の南麓地

其開採時。 委員專督。随煉随収。自可不致透漏。其各営及各州県民壮·舗戸需用者。俱各給批照。 赴河内県験明。

方准採弁。

ら硝磺の私掘、 私的な採掘 磺石を必要とする者に対しては、それぞれに批・照 を全量県が買取る。そうすれば自ずと磺石の漏出を防ぐことが出来よう。そして各地の軍営や各州県の民壮や商人で (磺石の)購入を許可する、というのである。硫磺の場合も硝石と同様、官が磺石の採掘から販売までの権限を掌握し、 (窑戸が)銅核の採掘を開始すると、委員がその場を監督する。(窑戸が)銅核を焼煉して磺石を得れば、その磺石 販売は一切認めない体制が取られていたのであった。しかし清朝のこうした厳格な統制の下に在りなが 私販を禁止させることは出来なかった。 (許可書)を発給し、それを河内県に持参して確認した後初めて

# Ⅲ民間に於ける火薬・火器の違法な製造・販売について

れに違反して火薬・火器を製造、販売した若干の実例についてその実態を検討したい。 前節では清朝中期に於ける火薬・火器の禁止令の実施状況について考察した。本節では清朝の禁止令に関わらずそ

#### (1) 山海関付近に於ける私磺の摘発

実録』巻五二五、乾隆二十一年十月壬午の条に、直隷提督呉進義が山海関付近に於いて硝磺・鉄砂私販の犯人を

逮捕した旨の報告がある。

究出実在情節具奏。

鉄砂至四駄之多。非尋常私販可比。必別有賊匪勾通之処。此案交与方観承。将買自何地。販往何方。 拠呉進義奏称。拏獲私販硝磺·鉄砂之匪犯一摺。硝磺·鉄砂。係違禁之物。乃夤夜偸漏出口。現獲硝磺至二十九馱。

現に捕獲した硝磺は二十九駄、鉄砂は四駄の多量に上っている。これは並みの私販ではない。必ず別に結託している 呉進義の報告によれば…硝磺・鉄砂は禁令の物であるのに、(犯人は)深夜に秘かに長城外へ抜け出そうとした。

犯人がいるはずである。この件は直隷総督方観承に引き継がせ、(硝磺を)何所から買い入れ、何所へ販売しようと

したのか、一々その実情を厳しく調べだして報告させる。

な記事は見出せないが、『奏摺』には数次に及ぶ方観承の詳細な犯人逮捕と訊問報告が存在する ⑷。ただ非常に長 この呉進義の報告を受けた皇帝はこの事件の具体的な究明を方観承に命じた。しかし『実録』にはこれ以外に詳細

路 で、 邱永茂の二人が逮捕されると共に押収された磺石は四千余斤、鉄砂は二百余斤に上ったという。これを一斤約六〇〇 文なのでここではその要点のみを取上げることとする。先ず乾隆二十一年十月二十日の報告によれば、犯人、何事君· グラムとして計算すれば、硝磺は二・四トン、鉄砂は一二○キログラムの大量となる。これを磺石は馬二十九頭の荷 (河北省臨楡県)より護送されて来た上記二人に対する訊問の結果である。先ず何事君に対する訊問の返答である。 当然幾人もの結託している仲間が居るに違いないということになった。十一月八日付けの方観承の報告は、石門 王明の家に行き硫磺約五千斤を買った。これを二十九頭の馬に乗せ五月のある日 子が銀三百四十両を出し、 山海関を出て自分の錦州の店に行き同行していなかった。韓得徴、 ていた。我々は道連れになって進んだ。所が思いもかけず桃園に着いたところで逮捕された。張麻子は勝手に 出逢った。それは玉田県(河北省)鴉鴻橋で買入れたものであった。邱永茂は戴文秀の雇工で、 上に梨を置き下に硫磺を匿した。桐院を出発して小李家荘に着いたところで戴文秀の硫磺を乗せた三頭の馬と めにぐずぐずして、七月初め、豊潤県から撫寧県の桐院に到着したところで荷物を粗末な箱(荊筐)に移し変え、 通州沙裏河の小店に到着すると、張麻子は直ぐに三輌の車を用意し荷物をその車に積み替えた。しかし雨のた れれば相当な利益を得ることが出来ると言って来た。そこで私は韓得徴、小李三と共に四人で会合した。 している張麻子が、 私は臨楡県何家荘の住人で、常時山海関を出て小商売をしていた。今年三月に錦州(遼寧省)で三和店を開設 鉄砂は四頭の荷物としていたということになるのであろう。これを二人だけで運送、販売できる筈はないの 私に京西の竜鳳口の王明の家に行って硫磺を買い入れ、錦州まで運んで私の店に卸してく 私は韓得徴等と合わせて六十両を出し合計銀四百両となった。私達は張麻子と共に 小李三は一緒だったが深夜に逃走した。張 (日は忘れた) 彼の馬夫になっ に出発した。 張麻

清代中期、

民間に於ける火薬・火器の私造、

私販について

県石門寨の張鬍子の鉄店で買ったもので、三百斤を三頭の馬に運ばせ三和店に売るものであった。 州の三和店に一斤大制銭百文で売るのだが、聞く所では南方から来る海船の客人に売るという。 炭坑から掘り出したもので、 口で硫磺を売った王明は山西人である。 麻子は宝坻県 (河北省) 銀錠口の人、韓得徴は臨楡県黄土嶺の人、小李三は臨楡県小李家荘の人である。 炭坑の底には磺弾が沢山あって、火で煎れば簡単に磺が出来る。 彼の村ではなお三家が私磺を売っているがその名前は知らない。 ・この硫磺は錦 鉄砂は臨楡 竜鳳 磺は

次いでは邱永茂に対する訊問の返答である。

なって関口を出た。 三百斤を買い、 私は臨楡県王家楼の住民である。戴文秀の家に雇われて工人になった。戴文秀は玉田県鴉鴻橋の王の店で硫磺 三頭の馬に積んで私に引かせた。小李家荘に到着した所で何事君等の荷駄と出くわし道連れに 桃園に着いたところで逮捕された。私はこの硫磺を何所へ売るのかは知らない。 戴文秀は

以上の証言を得た方観承は

臨楡県北戴家楼に住んでいる。

臣查。·張麻子一犯。 串不法情弊。其三和店内。管帳之張有文·王永明。自熟知発売去路。均応密速厳拏根究。 在錦州開設客店。 久慣販売硫磺鉄砂。実係為首積匪。 且拠称。 売与南来海船。 顕有奸

はならない、として奉天府尹に通知すると共に、 三和店で帳簿係をしている張有文・王永明はその販路を熟知している筈であるから共に速やかに逮捕、追究しなくて また南方より来航する海船に売渡すというから、 張麻子は錦州で旅店を開設しているが、 以前から硫磺・ 奸徒等がグルになって不法を行っていることは明らかである。その 一方自身の督標の守備左元秋に命じて錦州河西 鉄砂の販売に慣れており、 悪事を重ねた首領に違 (三和店の所在地) ない。

へ急行させ当地の地方官と共同して当該犯を逮捕することを命じた。

こうした禁制品の輸送を補助する組織が存在したとも考えられる。更に張麻子はこれを南方から来航する海船に販売 張麻子が適当な場所で車両を用意したり、二・四トンもの硫磺を入れ替える箱を用意していることから判断すれば、 するということであるから、南方というのが如何なる範囲かは分からないが、相当広範囲に硫磺等の密売ルートを持っ ここに上げた何事君等の供述により相当大規模な硫磺・鉄砂の密売が行われていたことが明らかになった。しかも

の密売者が同時に逮捕されたということは、小規模密売者も多く存在していることを示しているであろう。 また戴文秀は三百斤(一八○㎏)の硫磺を買った。これを何所に販売するかは不明であるが、こうしたより小規模

ていたと考えられる。

ことになった。『実録』巻五二七、乾隆二十一年十一月の条に方観承の上奏として は仲間が根拠地を構えてグルになり弊害を隠蔽しているからに違いない。また戴文秀が買った鴉鴻橋王家店の硫磺に 言っている。京西一帯は炭坑が多いので盗掘も多いに違いない。しかし長年にわたり一人の犯人も出ていない。これ することを命じた。この捜査により京西竜鳳口は正確には房山県竜門口であることも判った。方観承は次のようにも していたならば直ちに没収し、その磺が炭坑から掘り出した物であることが判明すれば直ちにその炭坑を封鎖、 して厳拏することを命じた。同時に同村で硫磺を販売している三家を一斉に逮捕すると共に、その家内に私磺を陰蔵 以上のように何事君、邱永茂の供述を本に要犯の追及が開始されたのであったが、事態は全く別の方面へ展開する 方観承は更に硫磺の販売元であった京西竜鳳口の王明については、良郷守備七十四、西路同知西蒙額に命じて急行 それが炭坑から掘り出した物か、別のルートから買入れた物かを究明しなくてはならないと述べている。

直隷総督方観承奏。山海関外桃園地方。 続獲私磺駄子。並十六犯。経兵役等賄放十四犯。臣已飭拏解来省。 与

現犯一併厳訊。務得実情。

実情を明らかにしたい。 十四人を逃してしまった。私は犯人を省庁まで護送するように命じ、現に逮捕している犯人と一緒に厳しく訊問して と述べられている。 山海関外の桃園で私磺を積んだ駄馬と十六人の犯人を逮捕したが、兵役等は既に賄賂を取って

詳細である(生)。今それに従って賄放の状況を見ておきたい 十六人を逮捕した兵役人等は賄賂を取って十四人を釈放したという。『実録』 磺を搭載した馬二十九頭と鉄砂を積んだ四頭を牽引していくのには相当数の馬夫が必要であった筈である。 人らが賄賂を取って犯人等を釈放した具体的状況は殆ど不明である。しかし『奏摺』の方観承の報告は非常に長文で 上述したように石門路付近で逮捕されたのは二人だけであったが、桃園では十六人が逮捕された。これは当然で私 の記事はこれだけの簡略な内容で兵役 しかし

の縄を解いて飯を食わせるように命じた。彼等は隙に乗じて逃げ出し五人だけが残ったと。 物は私磺であると云い十六人を皆逮捕して縛り上げた。二十三日朝、綽把総が兵丁を伴って店に至り、犯人達 三十三頭の馬を引いて店に至り朝飯を食べていた。その時、九門口の兵丁が急いで店へやって来て、 臨楡県の取調べで、桃園の旅店趙四の供述によれば、(乾隆二十一年)閏九月二十二日の早朝、 十六人の人間 馬上の荷

次いで

婁麻子等と一緒に酒を飲んだ。その時云うのには、 黄土嶺門口守衛の兵丁宋輔臣・菊永治二人の供述によれば、閏九月十九日旧知の韓得徴が私達を家に誘い小李三、 西から運んできた十数頭の硫磺を以って黄土嶺を出て錦州

頭の荷物があるので戻ってくれば小銭千五百を上乗せすると言ったのでそのまま行かせた。 たが十頭余りの荷物でなかったので韓得徴に尋ねると、彼は尚幾つかの鉄砂があり、その外に戴文秀の駄馬三 私等を釈放して門を出してくれれば小銭十千を払おうと言った。私達は承諾した。二十一日の夜、 銭は錦州から戻ってきてから払うと約束した。・・その夜、門の近くで彼等が出て行くのを見守っ

また九門口守衛の兵丁董世良、韓廷柱、王文章等三人の供述によれば

れた。その後、 閏九月二十一日晩、私達の本官綽把総が税関へ行ったところ、税関の家人米永寧が今晩私貨を搭載した馬が黄 ており、自分達は二百両を得て、あなた達には百両を払うので駄馬を釈放するように云ったが私達は承知しな 桃園の趙四の店に到着し、三十三頭の駄馬と十六人の馬夫、馬に搭載された硫磺・鉄砂は我々によって捕縛さ 土嶺から出口したと聞いていると云った。それで本官は私達三人に命じ税関の者と共に追跡させた。二十二日朝、 税関の米姓(上記米永寧のこと)、陳姓、巡欄王姓の者が私達に対して既に銀三百両で話がつい

次いで税関の家人米永寧、巡役王成業(上記の巡欄王姓を指すと思われる)の供述である。

かった。そこで董世良が本官綽把総を呼びに行った。

閏九月二十一日、何家荘の者が税関に知らせに来て、駄馬が黄土嶺から逃げ出そうとしていると告げた。私達 良が綽把総を呼びに行き、私達は彼に事情を話した。私達は馬を引いている者等は飯を食べていないので食事 達と銀三百両で話をつけた。私達は兵丁に二百両を渡し、綽把総に百両を渡そうと思っていた。二日目、 駄馬二十九頭の硫磺と四頭の鉄砂、十六人の馬夫を取押さえた。その時小李三の親戚の何一安がやって来て私 は途中で韓廷柱、董世良、王文章等の兵丁と出くわし一緒に追いかけた。二十二日朝、桃園の趙四の店に到着し、 董世

民間に於ける火薬・火器の私造、私販について

人だけが捕らえられて駄馬と共に九門に連行された。九門に到着した所でまた三人が逃亡した。 を求めていると云うと、綽把総は兵丁達に縄を解くように云い付けた。彼等はその隙に十一人が逃げ出し、 Ŧi.

更に続いて把総綽海の供述である。

等から銭を得ていて、飯を食べ始めるや彼等を逃亡させた。我々は急いで追い駆け五人を捕まえたが、九門へ 朝趙四の店に到着した。犯人達は皆店の中で縄に繋がれており、馬は後ろの空地に放たれていた。 閏九月二十二日、兵丁董世良が桃園の趙四の店で私磺を取押さえたと報告しに来た。私は急遽追い駆け、翌日 護送する途中で更に三人を逃してしまった。 ほしいと云った。彼等は正犯ではないので、兵丁に云い付けて縄を解き飯を食べさせた。所が兵丁韓廷柱が彼 をさせた。米永寧がまたやって来て私に、彼等馬夫達は一日一夜飯を食べていないので飯を食べさせてやって るように話した。私は銀三千両でないと駄目だと云って小屋を出て、趙四に駄馬や荷物を九門へ護送する用意 世良に馬を調べさせ、韓廷柱に犯人を看守させた。その時小屋の中で米永寧が私に銀三百両で彼等を釈放させ 私は兵丁董

政策として厳禁されていた筈である。しかしたとい偽装していたとはいえ私磺や鉄砂を搭載した三十三頭もの駄馬を 引いた一行が山海関を通過して錦州まで運搬することだけでも一仕事といえるであろう。しかも主犯格の張麻子を除 く三人はいとも簡単に私販の仲間になっているが、彼等は私磺の密売が犯罪行為であることを殆ど自覚していなかっ やってくる海船に売却しようとしたのであった。上述のように火薬の原料となる硫磺を私的に販売することは清朝 される張麻子が何事君ら三人を誘い込んで北京西部房山県の商人王明から私磺を買入れ、錦州まで運んで南方から 以上が山海関外の桃園に於いて私磺を運搬していた何事君等が逮捕された状況の概略である。この事件の主犯と目

たのであろうか。何れにもせよ清朝の硝磺私販の禁令は殆ど無視されていたのであった。 たと思われる。それとも利益が得られるならば、たとい禁制品であっても販売を厭わないという考えのほうが強かっ

如何なる方法で連絡を取っていたのであろうか。 行動を見れば私磺の密売には何らかの組織的な連絡網の存在が想像されるのである。また南方から来航する海船とは れているが、王明は一人で磺石の採取を行っていたのであろうか。また王明の店に行けば大量の硫磺の購入が可能で あるという情報を張麻子等は如何にして得ていたのであろうか。こうしたことは殆ど不明なのであるが、 いたのであろうか。既述のように北京西部には炭坑が多数存在し、その炭坑跡から磺石を採取することが出来るとさ 更に張麻子等は房山県の王明から私磺を購入したのであったが、王明は二・四トンもの硫磺を如何にして入手して 張麻子等の

されていた。私磺を運搬していた密売者達は山海関を抜け出し桃園という処で逮捕されたのであったが、 なかったと見られる。 あったと思われる。 したのは黄土嶺と九門口所属の兵丁達であった。黄土嶺には汛が設置されていたので彼等はこの汛に所属する兵丁で 方こうした禁制品の取締りを担当する地方組織は山海関に限っても、 把総はこの汎の指揮官であったのであろう(5)。 山海関は中国内地と東北地方を結ぶ重要な関門で、ここを通過する商品を管理する税関も設置 上述のように殆ど不十分にしか機能してい 彼等を捕

を放免するということを承諾していたようである。この話は結局把総綽海が承諾しなかったのでご破算になったよう ろう。家人が税関の実務を担当していたと考えられる)が密売人の一人小李三の親戚の者から頼まれ銀三百両で彼等 簡単に承諾していた。一方また税関の役人、特に家人米永寧(ここに家人というのは税関監督の家人という意味であ

それにしても兵丁達は密売者たちを逮捕した直後から、彼等から銭を払うので放免してくれるように持ち掛けられ、

清代中期、

民間に於ける火薬・火器の私造、

私販について

彼等が一方で賄賂を取って犯人を放免するのに一役買っているのである。 取締りがこのように杜撰な状態であった。これが常態とは思われないが、 である。税関の役人達も禁制品を通関させたことで責任があるというので、密売人達逮捕に加わったのであろうが、 山海関という重要な関門に於いて禁制品の 清朝の禁令が強化されていく一方でこうし

た「賄放」という状況の存在したことは注目すべきことであろう。

十四人もの犯人を脱逃させたとして罪に問われることになった。ただ本件の主犯と見られる張麻子については、その けの方観承の上奏では、兵丁韓廷柱は桃園の店主趙四から小銭五千を得て、馬夫達を釈放するように頼まれていたと 束は反故になってしまったことになる。また税関の役人達が如何程の銭を得ていたかも不明である。十二月二十日付 州の張麻子の店まで送り届け、戻ってきた所で銭を支払う約束をしているから、犯人達が逮捕された以上は、 かの賄賂を得て馬夫達を釈放したのであるから、その罪は逃れ難いとされた。また把総綽海は兵丁達の不法を見逃し、 いう。また董世良は九門口への途上で馬夫から千二百文の小銭を得て逃亡させたという。 それにしても兵丁達や税関の家人達が実際に幾許の銭を得ていたのかは明白でない。主犯の三人は硫磺・鉄砂を錦 何れにせよ兵丁達は何がし

# (2)乾隆四十三年、山東省曹州府菏沢県に於ける私磺犯逮捕を巡って

後逮捕されたのか等については不明のままである。

こった。この事件については『実録』には何等の記録も無いようであるが、『奏摺』には詳細な報告が掲載されている。 今それにより、この事件の内容を検討して行きたい。『奏摺』に乾隆四十三年七月初九日付けの山東巡撫國泰の上奏 乾隆四十三年七月に山東省曹州府菏沢県に於いて上記(1)より更に大規模な硫磺私販犯が逮捕される事件が起

がある。ただ記事は詳細で長文なので要点のみを取上げることにする。これに本年閏六月十六日、曹州府菏沢県知県

楊志梁の以下のような報告が載せられている。

気が有るのに気付いた。それで石姓等が外出したのに乗じて、孔を穿って見てみたが、私磺であることが分かっ て欲しいと、そこで直ぐに招き入れ、その晩に荷物を降ろした。・・四日、自身で客室へ物を取りに行ったが磺 本月初四日、菏沢県閆(閻) 什口の宿屋の店主李東岱が知らせに来たが、前月(五月) 二十八日の晩、同町の宿屋(店 の黄淑渕が云うのに、石姓の三人が鉄貨を数台の車に装載してやってきたが、あなたの店に宿泊させてやっ

とを知って直ぐに逃走した。そこで犯人達が遺していった鋪蓋 んだ包装物)を調べると私磺であることが判った。 そこで知県は営汛、典史とも共同して兵役等を引き連れ逮捕に急行した。所が石姓三人は李東岱が県城へ行ったこ (蔽い物)や客室内の大小百八十六個の蒲包 (蒲で編

たので知らせなければならないと思ったという。

だ数車を引いて来て私の店に泊まりたいと云って来た。ただ私の店は修理中であったので李東岱の店へ連れて行き宿 泊させた。その時は貨物は私磺であるとは知らなかった。石見正等三人は河南武陟県石家庄に住んでいる。

そこで黄淑渕を呼びつけて訊問したが、彼が云う所では、知り合いの武陟県人石見正、石子松、

石昌が鉄貨を積ん

る筈で、石見正等三人だけである筈がない。彼等は逮捕を恐れて脱逃したが遠くへ行っていることはあり得ないので、 とにしたという。巡撫國泰の判断では、当然の事であるが、これだけ大量の硫磺を販売するからには多数の仲間が居 能な役人を選び、重賞と旅費を与え武陟県へ急行させると共に、一方で武陟県へ急報し共同して逮捕に当たらせるこ 知県等は直ちに私磺を県城へ運び込んで重量を計った所一万五千二百七十余斤に上った。そこで知県は有

沿途地域の文武各官に飛檄して追跡させよと命じた。

県人王一武外三人、臨清州人韓訓、 させる体制を取った。 としたという。この後、 内県で硫磺を仕入れ、青城県一帯に赴いて売りさばき、その儲けは薫布・薫棉花及び取燈を作る(ヨ)のに用いよう 物の姓名、居所は上げないこととする。山東省済南府斉東県人紀四、淄川県人王第三、長山県人孫第二、武定府青城 杜尚志二人を逮捕した。彼等を訊問した結果仲間二十一人の姓名、居所が判明した。ここでは煩雑を避けるため全人 命を発し山東省人紀四等の逮捕を命じるとともに、 南省帰徳府睢州人張禿子、懐慶府武陟県人石見正、 七月四日になって、莘県知県から新しい報告が届けられた。幹役を多発して各路を捜索した結果、 知県は多数の県役に命じて上記の犯人達を捜索させた。巡撫國泰は直ちに済南等の府州に密 曹州府朝城県人張二光棍、 河内県人劉君臣外四人、河南府新安県人雷有等である。 直隷総督・河南巡撫にも至急に各犯人の年貌、 直隷省順徳府内邱県人張保仁、大名府開州人王須、 住所を通知し逮捕 私磺犯の李金、 彼等は河 河

國泰の判断では

売りさばいた処には必ず隠匿貯蔵する家があるに違いない。更にこの外にも仲間がいないか、 この案は大勢の仲間が硫磺を私販した事件で、彼等は何度もの販売に慣れた輩に違いない。その物を買入れた処と また薫布・薫綿花及び

此案係属大夥私販硫磺。此等必係久慣積販之徒。其興販之処。与販往之所。亦必有窩頓之家。

取燈を作るのに使用するだけで何故にこれ程多量の磺石を購入することになったのか、 外に不法の事態が無かったか

その後、 上記の杜尚志、 李金の証言に基づき私磺犯の多数が逮捕されたが、 それと同時に私磺ということを見抜い 等を徹底的に調べることを命じた。

魯等、その他油鐸、 四十三年九月十日)によれば、彼は私磺犯杜尚志、李金、孫第二、韓訓、 て言い掛かりをつけ、銭を騙し取ろうとした者がいたという事態も明らかになってきた。國泰の報告(『奏摺』 陳三等多数を山東省城へ護送し、 山東按察使于易簡、 及び犯人を逮捕した各府県の責任者等と共 宿屋の黄淑渕、 李東岱、地保魏好善 乾隆 陳敬

に反復訊問を行った。その結果様々なことが明白になった。

岱の宿屋に宿泊した。六月一日、王一武等も清化鎮に至って馬鬍子の宿屋に泊まった。王一武等は杜尚志等が靳光岱 県(済南府)周村に至り小量ずつ販売した。周村で雑貨舗を営業している劉子章からも磺二十斤余を購入したことが 磺九百斤を買った。これらは石見正が一括して五輌の車に装載した。又別に王第三、孫第二、劉君成、雷有等の買っ に又王須は磺千斤を買い、張保仁は磺八百斤を買い、李金は磺七百斤を買い、 武は磺四百五十斤を買い、 の宿屋に泊まっているのを知り、靳光岱に頼んで磺斤を買入れてもらうことにした。杜尚志は磺四百斤を買い、王一 周迎祥等に出会った。そこで一緒に酒を飲んだが、杜尚志が硫磺を販売して儲けた話をして、皆で河南へ行く約束を あった。本年五月十二日、杜尚志は斉東の市場で商売をしていた時、偶然平素から知合いの王一武、李金玉、 四十三年)三月、本人が河南省河内県の清化鎮へ行き竹貨を買入れ、序に私磺百余斤をも買入れた。車を押して長山 た私磺も五輌の車に装載して共に青城の周村又は塩市口まで運送することを約束した。 自分だけが先行して直隷の清豊県新荘に至った時、 した。そこで十五日、王一武等四人は青城に来て杜尚志と共に出発した。ところが杜尚志が途中で小紅車を買い入れ、 杜尚志は武定府青城県籍で、常に河南へ赴いて竹製品(竹貨)を仕入れ斉東の市場で販売していた。 李金玉は磺四百斤を買った。(一部省略) 突然紀四、 韓訓に出会い同行して清化鎮の王鳳村に到着し、 紀四、 韓訓は共に磺千五百三十斤を買った。更 張二光棍は磺二百斤を買い、 本年 靳満山 (乾隆

清代中期、

民間に於ける火薬・火器の私造、

私販について

が引いて来た車は十輌であり、各人が購入した私磺の量も判明した。そこで更に不法の事情等が無かったか各犯人を が李東岱は私磺であることを知って泊めようとしなかった。そこで黄淑渕は石昌と相談して李東岱に銀三十両を支払 そうとしたが、彼の房屋が修理中であったので卸すことができず、代わって李東岱の旅店に宿泊することにした。所 照遠には共に十五両、合計三十八両を渡した。また別に、油鐸に銀三十八両を託した。油鐸は自用として十六両を取 銀四両を自用として取り、残りの七十六両は黄淑渕を通じて魏好善に十二両、陳敬魯に十一両、周其賢、 を承諾し、石昌等は直ぐに借用証を書いて黄淑渕に渡したという。そこで黄淑渕は銀八十両を貸したが、 営業している黄淑渕から銀を借用して事を済まそうとした。黄淑渕は石昌等と馴染みだったので銀八十両を貸すこと と気付き、銭を騙し取ることを思い付いた。そこで先に塩市口へ来て、平素から知合いの周其賢、陳三、孟胡林等六 うことにした。所が荷物の磺石が余りにも多いので物議を醸す事を恐れた李東岱が自ら県へ届け出たのであった。 を騙し取ろうとした。そこで直ちに王一武、紀四、王第三等は車戸の石見正、石昌、石子松等に頼んで当地で布商を 人と約束して共同して車をさえぎり留め、同時に当地の地保魏好善、陳敬魯に告知して自首するように言い立て銀銭 六月二十八日なって、彼等の磺車が高荘 これらの取調べにより最初に述べた菏沢県知県の報告と事柄が若干違っている点のあることが明らかになってき 知県が述べた地名 残額の二十二両は黄振、陳三、孟胡林、陳連義等が分用した。この後、車戸の石昌等は私磺を黄淑渕の店内に卸 (閻) 什口は塩市口のことで、黄淑渕は同地で布商 (菏沢県?)に到着した時、当地の居民の油鐸、黄振が磺車を見て私磺だ (布行)を営業していること。 また石昌等 石昌が自身 郭

拠各犯堅供。 実因民間薫布・薫花。 做取燈·花炮。以及染房·銀匠·薬舗。 在在需磺。 是以前赴河南私買。希

追究した

図趕集零星售売。委無別故

至るところで磺石を求めている。それで河南へ行って勝手に(磺石を)購入し、市場へ行って小量ずつ販売しようと 各犯人が明確に自供した所では、民間では薫布・薫綿花や取燈・花火を作ることから、染物屋、 銀細工師や薬店等

考えたので、決して別の理由が有ったのではない。

更にその磺斤については

有不法情事

今訊明。実係装車載至塩市口。 另行分路。自行運往周村・青城・益都・膠州各処趕集零売。並非彙斉囤売。 另

決して一括して販売しようとしたのではなく不法の事態があったのではなかった。 青城(武定府)・益都(青州府)・膠州(莱州府)等の地方の市場へ運搬して小量ずつ販売することにしていたので、 今明らかになった所では、(磺石を)車に装載して塩市口に到着してからは、別に行路を分け各自が周村 (済南府)・

とが明白になった。ただ磺石の私販は政令で厳禁されていたので、彼等は各自の販売量によってそれぞれ刑罰を受け 上述の各地方の市場で小量ずつ販売して利益を得ようとしたに過ぎず特別に不法な行為を行ったものでは無かったこ 杜尚志等二十一人もの人間がグルになって一万五千二百七十余斤もの磺石を販売しようとしたこの事件は、

て来た。『奏摺』乾隆四十三年十一月七日付けの鄭大進による私磺犯取調べの報告は詳細且つ長文なので要点のみを この後、更に山東巡撫國泰より通報を受けた河南巡撫鄭大進の捜索により私磺の製造、販売の状況がより明白になっ

記すことにする。

ることになった。

鄭大進は上奏文の冒頭に於いて

豫省之河内県。 地処太行山麓。 居民多藉産煤資生。其煤竭之窑。産有銅核。可煉硫磺

時の二窑のみを残して官弁とし他の窑は皆封禁にしたのであった。 人和の六窑に編成して商人を招いて磺石を採取させ、省の委員に収買させていた。即ち磺石は全て官が指定した商人 べられているのと同様の事柄が述べられている訳であるが、河南省に於いては既に乾隆二十八年に、廃坑を天時地利 掘されなくなった洞窟からは銅核が採れ、それから硫磺を精錬することが出来るという。これは前の事例(1)で述 と述べ、杜尚志等が磺石を購入した河内県地方では居民の多くが石炭の採掘によって生計を立てており、 河南省がそれを全量買取っていたのであった。その後三十一年には、巡撫阿思哈が偸漏の弊害を恐れ、 石炭が採 天

ろ、 九一はそこで磺石を毎斤二十文で売却し銭二千百文を得たのであった。許九一はその事を同業の靳光岱に話したとこ たまたまその時、 していることが分かった。許九一は乾隆四十三年二月、山間の廃窑で銅核を拾い、持ち帰って焼錬し磺石百余斤を得た。 えた結果、靳光岱、 石子松、石見正の他石見国、石見量等十一人が逮捕された。この後、更に鄭大進は布政使、按察使等と共に訊問を加 河内県等の責任者に命じ密速に私磺の販売者を捜索、逮捕させると共に、官弁の磺窑に於いて偸漏の有無を調べさせ ところが杜尚志等は河内県 彼は家に廃窑があるので、その廃窑の底から屑の石炭 河内県では私磺販売の靳光岱、劉君成、 山東で竹製品を販売している杜尚志が商品を購入する為に清化鎮へ来て許九一の店に宿泊した。許 劉君成、許九一は河内県の住民で、靳光岱、許九一は共に清化鎮の王封・馮封二村で旅店を営業 (懐慶府)の靳光岱等から私磺を購入していたというので按察使に急報し、 陳二回子、許九一等八人が逮捕され、武陟県では車戸の石昌、 (臭煤) を掘り出すと、その中に銅核が有ったので磺石に 懐慶府及び

り出し、 出して販売していた。今年四月に、 銅核を焼錬して磺石七千九百斤を獲得した。劉君成にもまた先祖が残した廃窑が有って前から窑内で屑の石炭を掘り 焼錬することを思い立った。四月に、息子の靳満山と共に山の谷間に爐を築いて、店で働いている靳光祥と共同して て銅核を拾い集めた。 山東人で劉宗庫の家に寄寓していた陳二回子がその事を聞いて磺石を焼錬することを思いつき、 ているのを見て劉君成に磺石を焼錬することが出来ることを教えた。そこで彼は早速雷有に手助けを頼んで銅核を取 谷間に爐を築いて焼錬し磺石四千四百七十五斤を獲得した。また劉宗庫は劉君成と同村人であるが、 劉君成は密告されるのを恐れて阻止しなかったので、陳二回子は劉宗庫と共に爐を作って焼錬 平素から知合いの登封県人の雷有が劉君成の家へ来て、 石炭の中に銅核が混在し 劉君成の廃窑に行っ

焼錬、販売については厳格な規制が実施されており、特定の窑戸のみが銅核を採取し、磺石を焼錬出来たのであった。 協力し合い、廃坑の洞窟内 いても官発行の許可書等全く無関係で、杜尚志等二十一人に販売したのであった。 しかしこの実例では靳光岱や劉君成等はさしたる苦労も無く相当量の磺石を獲得していたのであった。その販売につ なくても磺石を獲得することが出来ることが分かり、そのことが口伝えに伝わって炭坑の廃坑付近の人間が少人数で 以上の事から明らかなように河内県地方では炭坑の廃窑が多数存在し、その窑内に残された銅核からさほど苦労し (廃窑) から銅核を収拾して磺石を焼錬していたのであった。 前節で述べたように磺石の

し磺石二千二百斤を獲得した。

る。殊に張麻子は錦州で三和店という旅店を経営して、此処を拠点に買い集めた磺石を南方からの海船に売却してい 実例(1)、(2) から推測されるのは張麻子、杜尚志は硝磺私販の常習者であったのではないかということであ かれの錦州三和店は磺石密売の一拠点になっていたと思われる。また杜尚志は竹製品を販売する商人

考えられるのである。 ものと解されるのである。二十一人もの仲間が偶然に靳光岱の旅店に集合したとは考え難いのである。 に彼等の旅店に宿泊したのではなく、彼等の旅店へ行けば磺石の入手が可能だという情報を何らかの方法で得てい 磺石を採掘していたとは考え難く、 許九一は杜尚志を自店に宿泊させて私掘した磺石を彼に販売したのであったし、靳光岱も杜尚志とその仲間を自店に 磺石私販に関してある種の秘密の幇が組織されていたことも想像できよう。何れにもせよ清朝が硝磺の私掘、 判断すれば、集結した人間たちも磺石私販に関して何らかの経験を持っていた者達とも考えられるのである。 ていたというが、竹貨を仕入れる序に私磺も購入していたので、彼も磺石私販の常習者と見なすことが出来よう。そ であったが、居住地の山東省青城県から常時河南省河内県清化鎮へ行って竹貨を仕入れ、それを斉東の市場で販売し 互に通じる情報網が秘密裡に拡大していたのではないかとも推測される。 ついてはそれを常習とする仲間集団が存在し、 宿泊させて、私掘した磺石を彼等に販売したのであった。こうした点から考えるならば、 石を私的に採取し販売していたのであった。しかもここに名を上げた靳光岱、許九一は旅店(歇店) ついて禁令を強化していた過程で、 してこの二人が声を掛けるといとも簡単に幾人もの私磺私販に同調する人間が集結したのであった。こうした点から 清朝の禁令の裏で硝磺を私掘、 販売を目的に磺石を私掘して貯蔵していたものと思われる。一方杜尚志等も偶然 河南省河内県という廃窑の多いことで知られた地域の人間が禁令とは無関係に磺 彼等に硝磺を私掘、販売する業者の存在も秘密裡に伝達されていたと 私蔵し、 またその硝磺を購入、 私販を業とする集団や彼等と相 許九一、靳光岱は一時的に を経営しており、 硝磺の私販に 私販 或いは

例 それではこうした硝磺の私販を取締るべき地方組織の活動は如何なるものであったのだろうか。これについては事 (1)がその実態の一面を示していると解される。具体的な状況は既に述べているので繰り返さないが、 山海関と

犯人から賄賂を提供されて彼等を放免している、所謂「賄放」を行っているのである。こうした実例の存在すること いう重要な関門に於いて通関物の取調べに当たるべき関税局の役人や、犯人逮捕に当たった汎兵達は、いとも簡単に

から判断すれば、 清朝の禁令の徹底も困難な問題を抱えていたと言う事が出来るであろう。

けの江西巡撫郝碩の報告によれば、今年二月までの各府県の報告によれば鳥鎗千三百三十五杆を調べ出した。更に 乾隆四十六年に民間に於いて鳥銃を私蔵し、また工匠が鳥銃を私造、私販することがほぼ全面的に禁止された。この あった。この報告が 禁止令に従って各省は毎年終に、各府州県に於いて民間私蔵の鳥銃の徴収数量を報告することが義務付けられたので 範囲では見出す事が出来なかった。ただ鳥銃の私蔵、私販の実在を予想させる史料は存在する。前節で述べたように 最後に鳥銃等火器の私造、私蔵、 茲自三月至今(十一月)。拠南昌等府州各属県節次禀報。収過鳥鎗一万一千零七杆。鉄銃二百零八杆。連前共収 『奏摺』には多数載録されているが、その一部をここに取上げたい。乾隆四十七年十一月四日付 私販の実例を取上げなければならない。しかしこうした実例を示す史料を管見の

過鳥鎗鉄銃一万二千五百五十杆。

と報告されている。

又同年六月三日付けの貴州巡撫李本の報告では

たのであった。ここに云う提出された鳥銃に対し云わば代価とも云うべき銭が支給されているのは法令で定められた 出された鳥銃については、その大小に従って銭数百文を与えたという。その結果提出された鳥銃は千三百三十桿に上っ この報告によれば、 苗民聞知例禁。亦将旧存鎗繳官。倶按鎗之大小。捐賞銭数百文不等。核計已繳到鳥鎗。一千三百三十桿: 貴州では苗族も禁令を知って以前から私蔵していた鳥銃を官へ提出したのであった。そして提

事ではないと思われるが、私蔵の鳥銃の提出を奨励する一方策として実施されたものと考えられる。こうした方策は

清代中期、民間に於ける火薬・火器の私造、私販について

乾隆四十七年七月二十七日、巡撫尚安摺)。同様の方策は他の幾つかの省でも実施されていたようである。更に又同 の禁止令にかかわらず、民間に於ける鳥銃等の火器の私蔵、私販はかなりの数量に上っていたと判断されるのである。 量に達していたのであるから、これに見合う数量が民間で私造、私販されていたと考えて差支えないであろう。 隆四十七年以前に於いて既に鳥銃の私蔵は禁止されていた筈であるにかかわらず、民間に於ける私蔵がこれだけの数 で、ある省では民間から提出された鳥銃は一万丁を超え、殆どの省でも数千、数百丁に達していたと判断される。 於いて鳥鎗二百十四桿を収納させたことを述べている。以上の三例だけからでも推測されるように乾隆四十七年段階 年十一月二十七日付け、 広東省でも実施されていたようで、巡撫尚安は「酌給価値」(鳥銃の長短を計って代価を与えた)と述べている(『奏摺』 閩浙総督富勒渾の報告では、 浙江省の鳥銃の私蔵を認められている地域以外の五十九州県に

発生したことを述べている。こうした点から考えても、清朝による相当厳格な禁止令の下に、 ば、本年に於ける同省の鳥銃の供出数は七百六十五桿であったことを述べた後に、太和県に於いて一件の傷害事件 発生したことを述べ、 二千七百余桿を供出させたことを述べた後に、 数が述べられると同時に、地方官の失察の状況も報告されることになった。数例を上げるならば、乾隆四十八年十一 方官の失察の次数を報告することが規定されたのであった。これに従って督撫の報告に於いて各地方の鳥銃 ける鳥銃の私蔵を見逃していた地方官に対しては改めて失察の処分が強化されると同時に、 月二十二日付け、 清朝に於いてもそうした事態は予想していたと思われるので、 四川総督李世傑の上奏によれば、四十七年に民間から鳥銃一万三千余桿を供出させ、 知県の失察の結果としている。又乾隆四十八年十二月十五日付け、 冨順県に於いて一件、漢県に於いて一件の鳥銃による人身傷害事件 前節で述べたように乾隆四十七年一月、 安徽巡撫冨躬の上奏によれ 年末に督撫は属下の地 全国的に民間からの鳥 今年には 民間に於 の提出

銃の供出が行われる一方で、鳥銃を私蔵した上での傷害事件が各地で発生していた。更にこの後に於いても民間に於 販についても同年七月、 抵抗し汛兵を負傷させた事件(『奏摺』乾隆五十二年九月一日、 いて鳥銃による傷害事件は絶えなかったようで乾隆五十二年、 浙江省上杭県に於いて当地の住民が磺石を私掘、 福建省漳州地方に於いて、 閩浙総督李侍堯摺) 私販したとして逮捕されている(『同』乾 が報告されている。 盗賊周思等が鳥銃を持って 又硝磺の私

隆五十二年七月二十日、 同李侍堯摺)。

外でのそれらの民間での使用を禁止して来た。しかし民間に於ける硝磺や鳥銃の使用を完全に統制することは困難で 以上のように清朝は硝磺の私掘、 私販や、 鳥銃の私造、 私蔵に対して相当厳格な禁止令を実施し、 国家的な軍事以

#### 結びに代えて

あった。

び各地域がそれに如何に対応したか、禁止令を巡る問題をⅠ、 方各地方に於いては現実の問題として全面的に禁止令を実施することの不可能な地域の存在も明らかになり、 について厳格な禁止令を施行したことは述べた通りである。清朝中期に至ってその禁止令は更に厳格化されたが、 統括し、 に関係する問題を取上げた。明末清初期を画期として発達した銃砲の製造、使用を中国支配を確立した清朝が如何に 本稿では今まで余り具体的に取上げられることがなかった清朝中期、 統制していくかは国家的な重大問題であった。中国支配の初期から清朝は民間に於ける火薬・鳥銃等の使用 Ⅱ節で取上げた。Ⅲ節においては、 特に乾隆朝に於ける火薬、鳥銃等火器の使用 清朝の厳格な禁止 清朝及

清代中期、

の居所を予め知っていたと考えられること、即ち磺石の私販者と購入者の間に何らかの連絡網の存在が予想されるこ に匿蔵していたと考えられること。 析した。その結果、磺石の私掘は民間人が偶然に一時的に私掘を実行したとは考え難く、利益を目的に相当量を自家 て生業以外にこれらの磺石を各地の市場等で販売していたのであった。また彼等商人達は磺石を購入する為の貯蔵者 令にかかわらず、これに違反して火薬の原料となる硝磺特に磺石の私掘、私販を行った実例を取上げてその実態を分 一方、その磺石の購入、販売を常習とする商人が存在し、彼等が小集団を組織し

者達を賄賂を取って釈放していたこと、即ち「賄放」の事実を明らかにした。 更にこうした禁制品の私販の取締りを任務とする地域の汎の武官や汎兵、或いは税関の役人が禁制品の輸送、 販売

となどを指摘した。

や海賊の活動に有力な武器を供給することになっていったと考えられる。 磺や鳥銃等の私造、 は上記のように違反行為を取締るべき地方役人、武官達の不正行為の存在にも拠ると考えられるが、民間に於ける硝 清朝は上述したような民間人の禁止令違反行為に対して、徹底した取締り対策を講じることが出来なかった。一つ 私販は清朝の禁止令の背後で続行され、 乾隆朝末期から嘉慶朝にかけて拡大した地方の秘密結社

#### 注

- 1 拙稿「清代中期に於ける火薬・火器の使用状況について」(『研究論集』(河合文化教育研究所、二〇一九年)
- (2)こうした事例については注(1)拙稿参照
- (3) 『実録』巻七四、乾隆三年八月壬午
- 4)『実録』巻六一〇、乾隆二十五年四月甲申。

- (5)竹銃・鉄銃については、如何なる物であるのか筆者には不明である。ただ竹銃が例禁の物でないことについては『実録』巻五八○、 乾隆二十四年二月癸丑の条に記事がある。
- 6 この禁令の実施例として河南巡撫富勒渾は次のような報告をしている。 年十一月二十八日) 査。豫省於乾隆三十九年。大学士舒赫徳奏明査禁之時。拠祥符等県。呈繳鳥鎗七千一百四十余桿。(『乾隆朝宮中檔奏摺』 乾隆四十六
- 七千百四十余丁を提出させたという。 これによれば祥符等の県とあるのみなので実際は如何程の地域を含むか明確ではないが、祥符県近隣の地域では民間から鳥銃
- 7 地保については山本英史『清代中国の地域支配』第十一章二、三節参照。この第三節に於いて、地保の役割として警察業務が上げら れている。
- 8 『奏摺』乾隆四十六年十二月初七日、安徽巡撫農起摺
- 9 『実録』巻一一四九、乾隆四十七年一月乙丑
- 10 乾隆四十六年十二月一日。山西巡撫雅徳摺。
- 11 『実録』 卷一一五五、乾隆四十七年四月己丑
- 12 『実録』巻一一六三、乾隆四十七年九月。
- 13 『実録』巻一一七二、乾隆四十八年一月乙巳。
- 『奏摺』乾隆二十一年十月二十日、同十一月八日、九日、十一月十八日、二十日、同十二月十四日、二十日等。
- (15)「汎」については太田出『中国近世の罪と罰』(名古屋大学出版会、二〇一五年刊)第二章参照
- (16)ここに云う薫布・薫棉花については如何なる物か不明である。大方の教示を仰ぎたい。取燈については、元陶宗儀『輟耕録』、取燈の条に、 るようなものであろうか。 ·杭人削松木為小片。其薄如紙。鎔硫磺塗木片頂分許。名曰発燭…蓋発火及代燈燭用也」とあり、 今日のマッチ或いは蝋燭に相当す